三十二、第一産業株式会社に対する件

昭和四十三年(排)第二十六号

排除命令

広島県広島市紙屋町二丁目一番十八号

第一産業株式会社

右代表者　代表取締役　久保道正

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、第一産業株式会社は、その販売するJT―9型ポータブルテレビその他の家庭用電気製品の小売価格について、今後、架空の比較対照価格を併記することにより、当該商品の小売価格が一般消費者に著しく有利であると誤認される表示をしてはならない。

二、同社は、JT―9型ポータブルテレビについて、一般消費者の誤認を排除するために、すみやかに、同社が当該商品の小売価格二万三千八百円と比較するために併記した定価(または現金正価)三万五千円は、架空の価格であつて、発売元の付した現金正価は、二万四千八百円であつた旨を広告しなければならない。この広告については、あらかじめ、当委員会

の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認することができない場合には、当委員会は、この広告について指示するものとする。

三、同社は、前項に基づいてした広告について、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

第一産業株式会社（以下「第一産業」という。）は、肩書地に事務所を置き、家庭用電気製品の販売業を営む事業者である。

第一産業は、全日電商事株式会社（東京都千代田区外神田三丁目一番八号代表者代表取締役谷口正治）から仕入れたＪＴ－９型ポータブルテレビを販売するに当つて、別表のとおり、昭和四十二年九月以降、新聞広告および新聞折り込みによるチラシ広告を、また、同年十二月以降、店内広告を行なつているが、これらの広告には、ＪＴ－９型ポータブルテレビについて、定価または現金正価三万五千円のものを二万三千八百円で販売する旨を表示している。

しかるに、当該商品の発売元である全日電商事株式会社の付した現金正価は、二万四千八百円であつて、三万五千円ではなく、前記広告に記載した定価または現金正価三万五千円は、第一産業が同社の小売価格である二万三千八百円を安くみせかけるために記載した架空の価格である。

よつて、第一産業は、当該商品の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしたものであつて、かかる行為は、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる。

法の適用

前記事実によれば、第一産業の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第二号の規定に違反する。

昭和四十三年四月十二日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子

別表

一、新聞広告（昭和四十二年）

中国新聞	九・十五	半六段	朝刊
	九・二十三	〃	〃
	十二・四	全五段	〃
	十二・二十三	全七段	〃

以上四回

二、新聞折込広告（昭和四十二年）

九・十四	中国新聞	朝刊	一四六、五〇〇（枚）
九・十五	朝日新聞	〃	四二、〇〇〇（〃）
九・二十	中国新聞	夕刊	七〇、〇〇〇（〃）

九・二十四	中国新聞	朝刊	一四六、五〇〇(〃)
十二・四	中国新聞	〃	一四六、五〇〇(〃)
〃	朝日新聞	〃	四二、〇〇〇(〃)
十二・一〇	中国新聞	〃	一四六、五〇〇(〃)
十二・十五	中国新聞	〃	一四六、五〇〇(〃)